

一般社団法人横浜青年会議所 定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会議所は一般社団法人横浜青年会議所 (Junior Chamber International Yokohama) と称する。

(事務所)

第 2 条 本会議所の主たる事務所は横浜市中区に置く。

(目 的)

第 3 条 本会議所は青年の英知と勇気と情熱を結集し明るい豊かな社会の実現に向かって次の各号に掲げる事項の遂行を目的とする。

- (1) 経済、社会、文化及び政治に関する諸問題の研究並びに社会開発計画 (Community Development) の積極的推進を図り地域社会に貢献すること。
- (2) 指導力開発 (Leadership Development) を基調とした青年の自己啓発及び会員相互の交流を図ること。
- (3) 関係諸団体と協力して横浜の発展を通じて日本経済の正しい伸展を図ること。
- (4) 公益社団法人日本青年会議所及び国際青年会議所の機構を通じて日本及び世界の青年と連携、国際的理解並びに親善を促進し、人類の幸福と平和に寄与すること。

(運営の原則)

第 4 条 本会議所は特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的としてその事業を行わない。但し、理事会が必要と認めた場合は次項を除き行うことができる。

2. 本会議所はこれを特定の政党の為に利用しない。

(事 業)

第 5 条 本会議所は目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 経済、社会、文化及び政治に関しその改善発展に関する研究並びにその実施。
- (2) 社会開発計画の推進及び青少年問題に関する事業。

- (3) 会員の個人的修練及び相互の親睦に関する行事の開催。
- (4) 国際親善関係の促進。
- (5) 日本青年会議所、国際青年会議所及び国内国外の青年会議所並びにその他の諸団体との提携。
- (6) その他本会議所の目的を達成するために必要な事業。

(事業年度)

第5条の2 本会議所の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

第2章 会 員

(会員の種類)

第6条 本会議所の会員は次の4種類とし、正会員のみをもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員
- (2) 休会員
- (3) 特別会員
- (4) 名誉会員

(会員の資格)

第7条

- (1) 正会員—正会員は、原則として横浜市内に住居又は事業所を有する20歳以上40歳未満の品格ある青年であって、次条の規定により入会した者とする。但し事業年度途中において制限年齢を越えてもその事業年度内は正会員の資格を有する。
- (2) 休会員—休会員は、本会議所の会員であって、休会届を提出し、理事会において休会が認められた者とする。
- (3) 特別会員—特別会員は本会議所の正会員であったときに制限年齢を越えた者のみはその資格を有する。特別会員に関する細目は理事会で別に定める「一般社団法人横浜青年会議所会員資格規定」による。

- (4) 名誉会員一名誉会員は本会議所の目的のための指導協力を仰ぐに適当な者、もしくは本会議所に功労ある者として理事長が推挙し理事会の議決を得たうえ本人の同意を得た者とする。

(入会)

第8条 本会議所に入会を希望する者は正会員2名の推薦により、理事会で別に定める「一般社団法人横浜青年会議所会員資格規定」に基づき所定の入会手続きにより申し込む。

2. 入会の可否は理事会において決する。

(会員の権限)

第9条 正会員は総会において各一個の議決権を有し、本会議所の役員並びに公益社団法人日本青年会議所、国際青年会議所の役員及び委員に選任される資格を有する。

(会費、入会金及び納入時期)

第10条 正会員としての資格を有する者は会費を毎年3月末日までに納入しなければならない。

2. 正会員として入会を承認された者は、入会に際し入会金、会費を2週間以内に納入しなければならない。
3. 特別会員は終身会費である特別会員会費を特別会員となった事業年度の3月末日までに納入しなければならない。
4. 前第1項から第3項の会費、入会金及び特別会員会費の金額、納入方法の決定並びに変更については、総会の議決により規則によってこれを定める。
5. 会員は会費納入前に退会届を提出してもその事業年度内の会費を納入しなければならない。
6. 次項の場合を除き、既納の会費は返還しない。

7. 第4項の規定にかかわらず、天災その他真にやむを得ない事情により、本会議所の事業活動の実施に大幅な制約が生じ、又は生じることが見込まれる場合、総会の決議により、該当する年度に限り、別途規定に定める金額の範囲で会費を減額し、又は既納の会費を一部返還することができる。

(出席義務)

第10条の2 正会員は理事会で別に定める「一般社団法人横浜青年会議所運営規定」に定めた行事に出席する義務を有する。

(退会及び休会)

第11条 退会を希望する会員は理事長に退会届を提出し、理事会の承認を受けなければならない。但し退会した年度の会費は免除しない。

2. 休会を希望する会員は休会届を提出し、休会の諾否は理事会において決し、休会員は会員としての権利行使を停止し、前条に定める出席義務を免除する。但し、休会中の会費は免除しない。

(除名)

第12条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは総会の決議により除名することができる。

- (1) 本会議所の体面を傷つけ又は主旨に反する行為のあったとき。
 - (2) 会費納入義務を履行しないとき。
 - (3) 第10条の2に定める出席義務を履行しないとき。
 - (4) その他会員として適当でないと認められたとき。
2. 会員を除名する場合は除名を決議する総会においてその会員に弁明の機会を与えなければならない。
 3. 除名された会員が会費納入義務を完遂するまで記録にとどめ毎年請求する。

第 3 章 役 員

(役員の種類)

第 1 3 条 本会議所に次の役員を置く。

- 理 事 25人以上37人以内
 - 監 事 2人以上
 - 直前理事長 1人
 - 特 別 理 事 若干名
 - 特 別 顧 問 若干名
 - 顧 問 若干名
2. 理事のうち、1人を理事長、2人以上5人以内を副理事長、1人を専務理事、5人以上10人以内を常任理事とする。但し、理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、副理事長、専務理事をもって一般社団・財団法人法上の業務執行理事とし、顧問は必要年度に限り置くことができるものとする。

(役員資格及び任免)

第 1 4 条 役員は本会議所の正会員たることを要し、総会において選任及び解任される。但し直前理事長及び特別顧問はこの限りでない。

2. 直前理事長は前年度の理事長が就任する。
3. 特別顧問は次のいずれかの者が就任することができる。
- (1) 公益社団法人日本青年会議所会頭の地位にあり、またその地位にあった本会議所正会員。
 - (2) 公益社団法人日本青年会議所直前会頭の地位にある本会議所特別会員。
 - (3) 国際青年会議所会頭の地位にあり、またはその地位にあった本会議所正会員。
 - (4) 国際青年会議所直前会頭の地位にある本会議所特別会員。
4. 特別理事は次のいずれかの者が就任することができる。
- (1) 本会議所理事長の地位にあった本会議所正会員。
 - (2) 公益社団法人日本青年会議所、国際青年会議所の役員の地位にあり、本会議所から特に承認を得た本会議所正会員。

5. 監事を解任する場合は、総会において、第20条第3項の議決に基づいて行わなければならない。
6. 監事は理事もしくは使用人を兼ねることができない。
7. 役員選任の方法は、理事会で別に定める「一般社団法人横浜青年会議所役員選任の方法に関する規定」による。
8. 本会議所の名称若しくは住所又は理事長に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(役員任期)

第15条 役員（監事を除く）は、選任された翌年の1月1日に就任し同年12月31日に退任するものとし、再任を妨げない。

2. 監事は、選任された翌年の1月1日に就任し選任された翌々年の12月31日に退任するものとし、再任は妨げない。
3. 補欠として選任された役員の任期は前任者の残任期間とする。
4. 役員は辞任又は任期満了後の場合において第13条に定める定数に足りなくなるときは、後任者が就任するまでは引き続きその職務を行う。

(役員職務)

第16条 理事長は本会議所を代表して業務を執行し、理事会及び常任理事会を招集する。

2. 理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事会の決議によって代表権を除く理事長の職務を代行する者を選定する。
3. 直前理事長はその理事長経験を活かし、理事会及び常任理事会に出席して参考意見を述べることができる。但し会議における議決権を有しない。
4. 副理事長は理事長を補佐する。

5. 専務理事は理事長及び副理事長を補佐し本会議所の日常の業務を処理する。
6. 理事及び常任理事は理事長を補佐し、法令及び本定款の定めるところに従い本会議所の職務を行う。
7. 理事長及び業務執行理事は毎事業年度に3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
8. 監事は法令に規定する職務を行い、権限を行使する。
9. 監事は理事会及び常任理事会に出席して必要があると認めるときは意見を述べなければならない。
10. 特別顧問はその公益社団法人日本青年会議所会頭経験若しくは国際青年会議所会頭経験を活かし、理事会及び常任理事会に出席して参考意見を述べることができる。
11. 特別理事は理事会及び常任理事会において発言をすることはできるが議決権を有しない。
12. 顧問は理事長を補佐し、総会、理事会及び常任理事会に出席して運営に関する法的事項、財政に関する事項、渉外に関する事項、国際に関する事項および政策に関する事項につき意見を述べることができる。

(責任の免除)

第16条の2 本会議所は、法令に規定された理事及び監事の本会議所に対する損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第4章 総 会

(構成)

第17条 総会はすべての正会員をもって構成する。

2. 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(総会の種類及び招集)

第18条 総会は定時総会と臨時総会の2種類とし、理事長が招集する。定時総会は毎年1月に開催し、臨時総会は理事長が必要と認めたときこれを招集する。

2. 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員が会議の目的である事項及び招集理由を示して請求したときは、理事長は1箇月以内の日を総会の日とする臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会の招集は少なくとも会日の1週間前までに各正会員に対し総会の審議事項、日時及び場所等を記載した書面で通知しなければならない。

(会議の議長)

第19条 総会、理事会及び常任理事会の議長は理事長あるいは、理事長が指名した者がこれにあたる。

(議決権)

第19条の2 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(総会の定足数及び決議)

第20条 総会の定足数は、総正会員現在数の過半数とする。

2. 総会の決議は総正会員現在数の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもってこれを決する。

3. 前項の規定にかかわらず第12条第1項、第14条第5項、第21条第1項第1号、同第4号、第44条第1項、及び法令で定める決議は、総正会員現在数の半数以上であって、総正会員現在数の議決権の3分の2以上に当たる多数をもってこれを決する。

(表決の委任等)

第20条の2 総会に出席できない正会員はあらかじめ通知された事項について書面をもって他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2. 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(総会の決議事項)

第21条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 定款の変更。
- (2) 事業計画及び収支予算の決定並びに変更。
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認。
- (4) 本会議所の解散及び残余財産の処分。
- (5) 理事会が総会にはかる事を適当とした事項。
- (6) その他の総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項。

(議事録)

第21条の2 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

第5章 理 事 会

(理事会の構成)

第22条 本会議所に理事会を設置する。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の招集)

第 2 3 条 定例理事会は毎月 1 回理事長が招集する。

2. 臨時理事会は次の各号の一に該当する場合に理事長が招集する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事が理事長に対し会議の目的である事項を示して請求したとき。
 - (3) 監事が理事長に対し請求したとき。
3. 前項第 2 号の請求があった日から 5 日以内に、その請求のあった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合、その請求をした理事が臨時理事会を招集することができる。
4. 第 2 項第 3 号の請求があった日から 5 日以内に、その請求のあった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合、その請求をした監事が臨時理事会を招集することができる。
5. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記して、開催日の 5 日前までに、各理事及び監事に対して通知を発しなければならない。
6. 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(理事会の定足数及び議決)

第 2 4 条 理事会の定足数は理事の過半数とする。

2. 理事会の決議は、議決について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。
3. 前 2 項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(理事会の決議事項等)

第 25 条 理事会はこの定款に別に定めがあるもの及び法令によるもののほか次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
 - (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項の決定（総会の権限に属するものを除く。）
 - (3) 理事の職務の執行の監督
 - (4) 理事長、副理事長、専務理事及び常任理事の選定及び解職
 - (5) 前各号に定めるもののほか本会議所の業務執行の決定
2. 理事会は次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

(理事会議事録)

第 25 条の 2 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2. 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し又は記名押印する。

第 6 章 常 任 理 事 会

(常任理事会の構成)

第 26 条 本会議所に常任理事会を設置する。

2. 常任理事会は、理事長、直前理事長、副理事長、専務理事及び常任理事をもって構成する。

(常任理事会の招集)

第 27 条 定例常任理事会は毎月 1 回、臨時常任理事会は理事長が必要と認めたときに、いずれも理事長がこれを招集する。

(常任理事会の定足数及び議決)

第28条 常任理事会は議決について特別の利害関係を有する構成員を除く構成員の3分の2以上が出席し、その過半数をもって決するものとする。

(常任理事会の議決事項)

第29条 常任理事会は次の事項を審議し議決する。

- (1) 理事会に提出する議案内容に関する助言。
- (2) 理事会より委託された事項。

2. 理事長は前項第2号の審議の経過並びにその結果を、直後に開かれる理事会において報告しなければならない。

第7章 例 会

(例会)

第30条 本会議所は理事会で別に定める「一般社団法人横浜青年会議所運営規定」により、原則として毎月1回以上2回以内会員をもって構成する例会を開催する。

2. 例会は何らの決議もする権限を有しない。

第8章 外部顧問

(外部顧問)

第31条 本会議所に外部顧問若干名を置くことができる。

2. 外部顧問は理事会の推薦により理事長が委嘱する。

3. 外部顧問は特定事項について理事長の諮問に応ずる。

第 9 章 管 理

(定款その他の書類の備えつけ)

第 3 2 条 理事長は次に掲げる帳簿及び書類を主たる事務所に備えおかなければならない。

- (1) 定款及び規則
 - (2) 会員名簿
 - (3) 役員名簿
 - (4) 認定、認可、許可等及び登記に関する書類
 - (5) 総会及び理事会その他定款で定める会議の議事録
 - (6) 財産目録
 - (7) 事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資に係る見込みを記載した書類
 - (8) 事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書
 - (9) 前号の監査報告書
 - (10) その他法令で定める帳簿及び書類
2. 総正会員の議決権の100分の3以上の議決権を有する正会員は、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。
- (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
 - (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示したものの閲覧又は謄写の請求

(決算書類の作成及び承認)

第 3 3 条 理事長は毎年事業年度終了後すみやかに前事業年度に関する次の書類を作成し、監事の監査を受けた後に理事会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (4) 前3号の書類の附属明細書
- (5) 財産目録

2. 監事は前項の監査を行ったときは、すみやかに理事長に監査報告を提出しなければならない。理事長は、監査報告を添えて前項の承認を受けた書類を定時総会に提出し、その承認を受けなければならない。
3. 理事長は定時総会の会日の2週間前の日から5年間、第1項の書類を、主たる事務所に備えておかなければならない。
4. 本会議所は第2項の定時総会終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告する。
5. 理事長は、毎年定時総会終了後、遅滞なく現状報告書を公益社団法人日本青年会議所会頭へ提出するものとする。

第10章 室及び委員会

(室及び委員会の設置)

第34条 本会議所はその目的達成に必要な重要事項を研究審議実施する為に室及び委員会を置く。

2. 室及び委員会の設置は一般社団法人横浜青年会議所運営規定による。

第35条 委員会は委員長1名、副委員長、幹事並びに委員若干名をもって構成し、室は室長1名、副室長、室内委員会をもって構成することができ、アドバイザーは、必要年度に限り置くことができるものとする。

2. 室長並びに委員長及び副室長、副委員長、幹事並びにアドバイザーは理事長が理事会の承認を得て任命する。但し室長は原則として常任理事を又委員長は理事をもって当てる。
3. 委員は正会員のうちから理事会の承認を得て理事長が任命する。

第 11 章 事 務 局

(事務局の設置)

第 36 条 本会議所には事務を処理するため事務局を置く。

(事務局長)

第 37 条 事務局には事務局長 1 人を置く。

2. 事務局長は専務理事がこれを兼務する。
3. 専務理事に事故あるときは、事務局長は理事会の承認を得て理事長が任免する。
4. 事務局長は事務局を統轄する。

(閲覧請求権)

第 38 条 総正会員の議決権の 100 分の 3 以上の議決権を有する正会員は、次に掲げる請求をすることができる。

この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

- (1) 事務局内に管理されている経理資料又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- (2) 事務局内に管理されている経理資料又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示したものの閲覧又は謄写の請求

(細則)

第 39 条 前 3 条に定めるもののほか事務局に関して必要な事項は理事会の議決を経て別に定める。

第 12 章 資産及び会計

(資産)

第 40 条 本会議所の資産は入会金、会費、寄付金、補助金及びその他の収入をもって構成する。

(資産の管理)

第 41 条 本会議所の資産は理事長が管理し、その方法は理事会で定める。

(事業計画及び予算)

第 42 条 本会議所の事業計画及び予算は毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の議決を経て総会の承認を得なければならない。

第 13 章 定 款 変 更

(定款の変更)

第 43 条 本定款は、総会において第 20 条第 3 項の議決により変更することができる。

第 14 章 合併、解散、残余財産の 処分及び剰余金の分配禁止

(合併等)

第 44 条 本会は、総会において第 20 条第 3 項の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人と合併、事業の全部又は一部の譲渡及び事業の一部を廃止することができる。

2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下、「整備法」という。）第124条の公益目的支出計画の実施が完了したことの確認を受けていない期間に、前項の合併をした場合は、行政庁に届けなければならない。
3. 第1項の譲渡又は廃止する事業が整備法第119条第2項第1号イまたはハに該当する場合は行政庁の認可を受けなければならない。

（解散）

第45条 本会議所は法令に規定する事由のほか、総会において第20条第3項の議決に基づき解散する。

（残余財産の処分）

第46条 本会議所が解散したときの残余財産は第20条第3項の議決により、本会議所と類似する目的を有する法人に寄附するものとする。ただし、公益目的財産残額があるときは、残余財産のうち公益目的財産残額に相当する財産については、行政庁の承認を受けて、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号の規定する者に寄附するものとする。

（剰余金の分配禁止）

第47条 本会議所は剰余金の分配をすることができない。

第15章 雑 則

第48条 本会議所はその運営のため次の諸規定及び細則を、公益社団法人日本青年会議所定款、諸規定及び諸細則並びに本定款に抵触しない範囲において、理事会で定めなければならない。

- (1) 一般社団法人横浜青年会議所運営規定
- (2) 一般社団法人横浜青年会議所役員選任の方法に関する規定
- (3) 一般社団法人横浜青年会議所会員資格規定

- (4) 一般社団法人横浜青年会議所庶務規定
- (5) 一般社団法人横浜青年会議所名称使用等に関する規定
- (6) 一般社団法人横浜青年会議所同好会に関する規定
- (7) 一般社団法人横浜青年会議所事務局備え付けパソコン等の使用に関する規定
- (8) 一般社団法人横浜青年会議所綱紀保持規定
- (9) 一般社団法人横浜青年会議所個人情報管理規定

(細 則)

第 4 9 条 本定款の施行に関する細則は理事会の決議をもって別に定める。

一般社団法人横浜青年会議所 規定

[1 . 運営規定]

第 1 章 総則

第 1 条

本運営規定は横浜青年会議所の実質的充実に即しその運営の円滑と総意の結集を容易ならしめることを目的とする。

第 2 章 役員

第 2 条 理事長は定款に定められた任務の他に次の職務を有する。

1. 本会議所を代表して日本青年会議所、関東地区協議会、神奈川ブロック協議会、全国大会、関東地区大会、神奈川ブロック大会に出席する。
2. 本会議所を代表して関係行政機関その他諸団体及び海外よりの来訪者に対する接及び接待に当たる。
3. その他本会議所の参加する公的会議もしくは行事において代表者となる。
4. 理事長は事情の許す限り事務局所在地にあって指揮監督する。

第 3 条 直前理事長は理事長経験者として理事長の良き相談相手となり

理事会並びに各種会合に出席して意見を述べるができる。

第4条 専務理事は理事長及び副理事長を補佐して庶務をつかさどる。

第5条 理事は理事会運営、常任理事は常任理事会運営の外に横浜青年会議所内に於いて、役員としての矜持を持って一般会員の範たる行動をとるべきである。特別理事は特に本会議所内で積極的行動を維持する事は勿論対外的にも大いに行動力を発揮すべきであり、特に神奈川ブロック協議会、関東地区協議会並びに日本青年会議所役員への進出に心掛けるべきである。

第3章 例会

第6条 例会は次のとおり運営する。

1. 例会は毎月第2金曜日または第4金曜日に開催することを原則とする。
2. 例会は原則として次の如く行う。
 - (1)開会、国歌斉唱、JC ソング斉唱、JCI Creed 唱和、JCI Mission 並びに JCI Vision 唱和、JC 宣言文朗読並びに綱領唱和
 - (2)ゲスト及びビジターの紹介
 - (3)理事長挨拶
 - (4)講演、討論、研究発表、合同委員会、委員会報告、連絡事項発表、新

入会員紹介等

第 4 章 室及び委員会

第 7 条 本会議所には室及び委員会を設け、その主な活動範囲は下記のとおりとする。

I. 経済政策室

1. 地域開発創造委員会

- (1) 地域経済の発展に関する業務
- (2) 地域の開発及び魅力の創造に関する業務
- (3) 産官学、市民活動団体及び市民との協働に関する業務
- (4) メンバーシップ促進に関する業務
- (5) 各種大会・会議の協力及び調査・研究に関する業務
- (6) その他、前各号に付帯する業務

2. 国際観光活性化委員会

- (1) 地域経済の伸展に関する業務

(2)地域資産の活用に関する業務

(3)地域におけるステークホルダーとの連携推進に関する業務

(4)メンバーシップ促進に関する業務

(5)各種大会・会議の協力及び調査・研究に関する業務

(6)その他、前各号に付帯する業務

3.リーダー共育委員会

(1)地域経済の共育に関する業務

(2)地域のリーダー発掘及び協働に関する業務

(3)メンバーシップ促進に関する業務

(4)各種大会・会議の協力及び調査・研究に関する業務

(5)その他、前各号に付帯する業務

II. 横浜開港祭室

1.横浜開港祭総務委員会

(1)横浜開港祭に関する業務

- (2) 横浜開港祭の総務に関する業務
- (3) 横浜開港祭の資金に関する業務
- (4) メンバーシップ促進に関する業務
- (5) 各種大会・会議の協力及び調査・研究に関する業務
- (6) その他、前各号に付帯する業務

2. 横浜開港祭企画運営委員会

- (1) 横浜開港祭に関する業務
- (2) 横浜開港祭の企画運営に関する業務
- (3) メンバーシップ促進に関する業務
- (4) 各種大会・会議の協力及び調査・研究に関する業務
- (5) その他、前各号に付帯する業務

3. 横浜開港祭広報渉外委員会

- (1) 横浜開港祭に関する業務
- (2) 横浜開港祭の広報渉外活動に関する業務

(3)メンバーシップ促進に関する業務

(4)各種大会・会議の協力及び調査・研究に関する業務

(5)その他、前各号に付帯する業務

Ⅲ. メンバーシップ促進特別委員会

(1)メンバーシップ促進手法の調査・研究に関する業務

(2)メンバーシップ促進活動及び入会審査に関する業務

(3)新入会員候補者の審査に関する業務

(4)会員と地域の交流に関する業務

(5)各種大会・会議の協力及び調査・研究に関する業務

(6)その他、前各号に付帯する業務

Ⅳ. 会員室

1.リーダーシップ推進委員会

(1)新入会員及びゲストへのリーダーシップに関する業務

(2)新入会員の研修に関する業務

(3)メンバーシップ促進に関する業務

(4)各種大会・会議の協力及び調査・研究に関する業務

(5)その他、前各号に付帯する業務

2.例会式典委員会

(1)例会の開催に関する業務

(2)式典・賀詞交換会等の開催に関する業務

(3)特別会員の交流に関する業務

(4)メンバーシップ促進に関する業務

(5)各種大会・会議の協力及び調査・研究に関する業務

(6)その他、前各号に付帯する業務

V. 渉外室

1.MICE推進委員会

(1)地域活性化のための横浜プロモーション活動に関する業務

(2)サマーコンファレンスの運営協力に関する業務

(3)サマーコンファレンスの市民の参加意識高揚に関する業務

(4)各種MICEの調査・研究・誘致・協力に関する業務

(5)メンバーシップ促進に関する業務

(6)各種大会・会議の協力及び調査・研究に関する業務

(7)その他、前各号に付帯する業務

2.日本渉外委員会

(1)日本青年会議所及び各地青年会議所との連絡調整に関する業務

(2)日本青年会議所及び各地青年会議所との交流及び協働に関する業務

(3)日本青年会議所及び各地青年会議所主催の各種大会並びにプログラムへの会員参加促進に関する業務

(4)日本青年会議所への出向者支援に関する業務

(5)友好JCとの交流及び協働に関する業務

(6)災害支援に関する業務

(7)メンバーシップ促進に関する業務

(8)各種大会・会議の協力及び調査・研究に関する業務

(9)その他、前各号に付帯する業務

3.国際渉外委員会

(1)JCI及び各国青年会議所との連絡調整に関する業務

(2)JCI及び各国青年会議所との交流及び協働に関する業務

(3)JCI主催の各種大会並びにプログラムへの会員参加促進に関する業務

(4)JCIへの出向者支援に関する業務

(5)姉妹JCとの交流及び協働に関する業務

(6)GREEN×EXPO 2027の機運醸成に関する業務

(7)メンバーシップ促進に関する業務

(8)各種大会・会議の協力及び調査・研究に関する業務

(9)その他、前各号に付帯する業務

VI. 総務室

1.ブランディング委員会

(1)広報及びブランディングに関する業務

- (2)情報発信に関する業務
- (3)JCI及び日本青年会議所の褒賞に関する業務
- (4)メンバーシップ促進に関する業務
- (5)各種大会・会議の協力及び調査・研究に関する業務
- (6)その他、前各号に付帯する業務

2.総務委員会

- (1)会員管理に関する業務
- (2)諸会議の開催に関する業務
- (3)財務・会計・コンプライアンスに関する業務
- (4)諸官庁に関する業務
- (5)寄付及び援助行為に関する業務
- (6)文書管理・発行に関する業務
- (7)情報の管理に関する業務
- (8)事務局に関する業務

(9)メンバーシップ促進に関する業務

(10)各種大会・会議の協力及び調査・研究に関する業務

(11)その他、前各号に付帯する業務

専務室

(1)専務理事の補佐に関する業務

(2)役員との連絡調整並びに連絡会議の開催に関する業務

(3)各種情報の収集及び整理に関する業務

(4)青年会議所関係組織出向者に関する業務

(5)行政及びその他の外部機関との連絡調整に関する業務

(6)メンバーシップ促進に関する業務

(7)各種大会・会議の協力及び調査・研究に関する業務

(8)その他、前各号に付帯する業務

第8条 委員会の役職並びに職務内容は次のとおりとする。

1. 委員長 委員長は、本会議所の三原則を基調として積極的に各々の委員会を運営する。

2. 副委員長 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときはその

職務を代行する。

3. 幹事 幹事は、委員長を補佐し、委員会の円滑な運営に関する業務を遂行する。

第 9 条 委員長は特に必要がない場合を除いて毎月 1 回以上委員会を招集しなければならない。

第 10 条 委員長は委員会に於いて活発な活動を行わない委員、出席回数
数の少ない委員、その他委員として不適當と認められる場合は
理事会にその進退の決定を図ることができる。

第 5 章 諸会議

第 11 条 理事長は理事会の承認を得て、諸会議の設置をすることができる。

1. 諸会議の構成員及びその議長は理事会の承認を得て、理事長が指名する。
2. 理事長は、理事会の承認を得て、諸会議に対し一定の事項を付託することができる。

第 6 章 会員の出席義務

第 12 条 会員の出席義務

1. 横浜青年会議所正会員は次の行事に出席する義務を有する。
 - (1) 例会及び総会
 - (2) 理事長指定行事
 - (3) 配属された委員会
2. 出席不可能の場合は会合日の正午迄或いは指定された期間迄にその理由を付してその旨通知しなければならない。
3. 以下の各号に定める場合、正会員本人からの届け出によって、当該各号の期間、同人の第 1 項の出席義務を免除する。
 - (1) 横浜青年会議所正会員本人に出産の予定がある場合、または既に出産をした場合、出産予定日の 6 週間前(多胎妊娠の場合 14 週間前)から出産日までの期間及び出産日から 8 週間の期間
 - (2) 横浜青年会議所正会員の配偶者が出産した場合、出産日から 8 週間の期間
 - (3) 横浜青年会議所正会員の配偶者の出産に伴い、当該配偶者の出産に係る入院日から出産日までの期間において、入院の付き添いや出産の立ち会いその他欠席が相当であると認められる事情

がある場合 2 日間

第 7 章 褒賞

第 13 条 横浜青年会議所は青年会議所運動高揚を図るため委員会及び

個人に対して下記規定に基づき褒賞を行う。

1. 推薦母体 理事会又は委員会を以って推薦母体とする。
2. 推薦対象
 - (1) 横浜青年会議所定款諸規定に基づき、青年会議所運動に積極的に活動した個人又は委員会
 - (2) 横浜青年会議所に対して顕著な功績のあった個人又は委員会
 - (3) その他特に認められた場合

3. 選考方法

当年度に定める褒賞細則に則り、推薦書を総務委員会に提出し、褒賞審査会に於いて決定する事を原則とする。

[2. 役員選任の方法に関する規定]

第 1 章 理事長候補者選挙

第 1 条 本会議所は毎年 4 月 30 日迄に次年度理事長候補者選挙に関する事務を管理するため、理事長候補者選挙管理委員会（以下「管理委員会」と称する）を設ける。

第 2 条 管理委員会は次の基準に基づいて理事会が選考し、理事長が任命する管理委員によって構成する。

1. 理事 5 名（原則として理事長を含む）
2. 正会員 4 名

第 3 条 管理委員の任命後直ちに理事長は管理委員会を招集し、仮議長となって委員長 1 名副委員長 1 名を互選せしめ、以降委員長が管理委員会を主催する。管理委員会が役員選任に関する事項については秘密保持を厳守する。

第 4 条 立候補者は管理委員会の定める日迄に立候補手続きを記載した文書を管理委員長に請求するものとする。

第 5 条 管理委員長は 6 月 20 日迄に選挙人名簿を作成する。前年度 12 月 31 日迄に入会し、3 月末日迄に年会費を納入した正会員は各自 1 個の理事長選挙権を有する。選挙人名簿確定の日は 5 月 31 日とし、休会員は選挙権を有しない。選挙人名簿に異議のある正会員は管理委員会の指定する立候補届出締切日迄に管理委員長に対して文書により異議の申立をすることができる。この異議に対する許否は管理委員会の審議により決定する。

第 6 条 理事長候補者被選挙権を有する者の資格として、当年度 3 月末日迄に年会費を納入した正会員であること、休会員でない事、過去に常任理事の任期を全うしたことがあること、及び選挙権を有する 10 名の会員の推薦があることを必要とする。但し推薦人は 5 月末日以前 1 年間の例会及び理事長指定行事の出席率が 50% 以上の正会員とする。立候補の届出は 6 月 25 日迄の、管理委員会が指定する日時場所へ文書を以って管理委員会に提出するものとする。

第 7 条 管理委員会は立候補者の審査を行い、その資格が正しければ 7

月 1 日迄に立候補者氏名投票場所を正会員に告示せねばならない。

第 8 条 立候補者会員についてはその資格に欠如ある場合もしくは立候補者皆無の場合には管理委員長は管理委員会を招集して前条の期日迄に立候補者を推薦し告示しなければならない。

前項における被推薦人の資格は原則として副理事長経験者とする。推薦に際しては委員の間に意見の対立ある場合には投票によって決し可否同数の場合は議長が決する。以上の手続きを経て立候補を推薦された者は正当な理由なくして拒否することはできない。

第 9 条 立候補者 1 名のみの場合は無投票当選とし管理委員長は告示とともにその旨を会員全員に通知せねばならない。

第 10 条 投票日に投票を行うことが不可能な事情にある正会員は投票日以前に所定事項を記入した投票用紙を密封したうえで事務局を経て管理委員長宛に提出せねばならない。代理人による委任投票並びに郵送による投票は認めない。

第 11 条 立候補者が 2 名以上の場合は、選挙公報を 7 月 1 日迄に選挙人に発送する。選挙公報に立候補届出書類の立候補所信原文と関係書類の要点を記載する。

第 12 条 立候補者が 2 名以上の場合の選挙は告示の日より 5 日以内に行うことを原則とし、次の順で行う。

- (1) 開会宣言
- (2) 国歌斉唱
- (3) JC ソング斉唱
- (4) JCI Creed 唱和
- (5) JCI Mission 並びに JCI Vision 唱和
- (6) JC 宣言文朗読並びに綱領唱和
- (7) 理事長挨拶
- (8) 投票に関する注意事項の説明
- (9) 立候補者立会演説会(立候補者 15 分以内)
- (10) 立候補者への公開質問と応答一般会員及び選挙管理委員会の代表質問

- (11) 投票
- (12) 開票及び発表
- (13) 当選者挨拶
- (14) 若い我等斉唱
- (15) 閉会宣言開始時刻後の投票場所への入場は認めない。

第 13 条 投票は無記名とし、立候補者氏名を印刷した投票用紙に○印をつけて行う。

第 14 条 有効投票の最多数を得た者が理事長候補当選者となる。但し
最多得票者が有効投票数の過半数を得ない場合には、以下
の場合に応じて理事長候補当選者を決する。

- (1) 同点者 2 名の場合又は次点者が 1 名の場合

同点者同士又は最多得票者と次点者とで決選投票を行い、多数票を得た者を理事長候補当選者とする。決選投票において同数票であった場合、理事長の指名により決する。

- (2) 次点者が多数の場合

次点者同志で次点者決選投票を行い、決選投票候補者 1 名を定

める。決選投票において同数票であった場合、くじ引きによって決戦投票候補者を決する。その後、最多得票者と決選投票候補者として決選投票を行い、多数票を得た者を理事長候補当選者とする。決選投票において同数票であった場合、理事長の指名により決する。

(3) 同点者が 3 名以上の場合

同点者のみを候補者にして、再度投票を行う。本条本文、同第 1 号、又は前号の規定により理事長候補当選者が決まるまでこれを繰り返す。

第 15 条 選挙運動の制限を次のように定める。

- (1) 選挙運動の許容期限は、告示の日午前 10 時より投票日の前日の午後 12 時までとする。
- (2) 金品の贈与又は供応及びこれに類する行為は一切禁止する。
- (3) ポスター、チラシ、郵便物などの一切の文書による運動は禁止する。

第 16 条 立候補者に関し、選挙運動違反の事実を確知した正会員は、文書(申立人の署名捺印を要す)をもって選挙管理委員長に申立

てすることができる。この場合選挙管理委員会はすみやかにその真偽を調査し、その事実確認された場合は理事会においてその事実を開陳し、その審議を経て、当該違反立候補者に対し立候補の撤回を勧告するものとする。但し、その決議は当該立候補者に弁明の機会を与えたうえ、出席理事の3分の2以上の多数をもってこれをなす。

第 17 条 開票は選挙立会人 2 名の出席を得て行うものとする。立会人は管理委員会において指名する。

第 18 条 当選人が確定したときは、管理委員長はその直後開かれる理事会にこれを報告する。

第 19 条 次年度理事長候補者は、翌年開催される最初の理事会において、選定の承認を受けた時より、定款第 13 条に定める理事長となる。

第 20 条 定款第 24 条第 3 項に定める「理事会の決議の省略」は、原則前

条に定める理事会にのみ適応できる。

第 21 条 管理委員会の任務は、前条に定める理事長の選定の承認をもって終了する。

第 2 章 役員等の選任

第 22 条 理事長は当選人の確定後、すみやかに理事会を招集し、選挙結果の承認を求める。次いで次年度理事長候補者以外の次年度役員候補者選出のため下記の者より構成される選考委員会を設ける。

1. 理事長
2. 副理事長
3. 専務理事
4. 次年度理事長候補者
5. 上記以外の正会員中より 6 名以内

第 23 条 次年度理事長候補者は前条第 5 号の委員を指名し、総会においてその承認を得なければならない。

第 24 条 選考委員会は次年度理事長候補者がその委員長となる。

第 25 条 選考委員会は定款に定められた理事、監事及び法制顧問、財政顧問、渉外顧問、国際顧問、政策顧問、補欠理事 1 名並びにその他役員の各候補者を選出する。但し理事の半数以内については次年度理事長候補者がこれを指名することができる。

第 26 条 選考委員長は理事会及び総会において選考の結果選出された者の氏名を報告し承認を得なければならない。

第 27 条 選考委員会の任務は各役員の選任及び選定議案の可決確定をもって終了する。

第 28 条 次年度理事長候補者は理事会及び総会において副理事長、専務理事、常任理事を指名してその承認を得、室長、委員長、副室長、副委員長、幹事、アドバイザーを指名して理事会の承認を得たうえで総会に報告しなければならない。

[3.会員資格規定]

第 1 章 入会

第 1 条

横浜青年会議所に会員として入会を希望する者は、本規定第 6 条に規定する推薦者 2 名からの推薦を得た上で、所定の入会申込書に以下の必要書類を添付し、担当委員会(入会審査事務を担当する委員会をいう。

以下この規定において同じ。)の委員長に提出するものとする。

- (1) 住民票、証明写真、誓約書
- (2) 前号記載の各書類について、やむを得ず提出をすることができないものがある入会希望者については、理事会において他の書類をもって替えるなどの措置を決定する。

第 1 条の 2 本条は、次項で定義する刺青、タトゥー及びタトゥーシール等(以下「刺青等」という。)に関して、横浜青年会議所の会員としての活動中において、刺青等が他者の目に触れることにより、一般市民、及び関係各所等の対外的な第三者から

横浜青年会議所に対して反社会的勢力等と関連している

のではないかとの印象を抱かせないようにすること、及び横浜青年会議所の信頼低下を防ぐことを目的とするものであり、刺青等自体を禁止又は否定するものではなく、刺青等のある会員を除名することを目的として解釈されてはならない。

2. 本条における各用語の定義は以下のとおりとする。

- (1) 刺青 装飾目的で刃物や針で皮膚を傷つけ、当該箇所即墨や絵の具等のインクを入れて文字や絵画を描く行為のうち、いわゆる和彫りと称されるもの。
- (2) タトゥー 装飾目的で刃物や針で皮膚を傷つけ、当該箇所即墨や絵の具等のインクを入れて文字や絵画を描く行為のうち、いわゆる洋彫りと称されるもの。
- (3) タトゥーシール 刺青及びタトゥーと類似するデザインをしたシール状のもの。
- (4) アートメイク 美容目的で針等を用いて皮膚に色素を注入し、眉、アイライン、及び唇等を描く美顔術。
- (5) パラメディカルピグメンテーション 医療目的で針等を用いて皮膚に色素を注入し、搬痕の再建等を行う行為。

3. 横浜青年会議所に会員として入会を希望する者の身体に刺青等がある者は、会員としての活動中に他人の目に触れないように刺青等をテープ、テーピング、絆創膏、又はアンダーシャツ、髪の毛等で完全に隠すものとし、刺青等を隠すことのできない場合には、その者は入会をすることができない。ただし、アートメイク及びパラメディカルピグメンテーションはこの限りではない。

4. 横浜青年会議所の会員の身体に刺青等がある場合には、その者は、会員としての活動中においては、いかなる時も刺青等につき、テープ、テーピング、絆創膏、又はアンダーシャツ、髪の毛等で完全に隠すものとし、刺青等が他人の目に触れないよう徹底しなければならない。ただし、アートメイク及びパラメディカルピグメンテーションはこの限りではない。

5. 前項に違反して、会員としての活動中において、刺青等が他人の目に触れ、改善するよう注意を受けたにもかかわらず、改善の姿勢が認められない場合には、綱紀審査会の審査の対象となる。

6. 本条については、横浜青年会議所としてその必要性を絶えず見直し、

社会情勢、国際情勢、文化的背景、及び時代的背景の変化に応じ、
削除することができるものとする。

第 2 条 担当委員会委員長は第 1 条の書類の審査を行い、別途、内規で
定める役員は入会希望者との面談を実施する。担当委員会委員
長は、当該審査を通過した入会希望者に関し、理事会において
ゲスト承認を求める。

第 3 条 前条の面談を実施した入会希望者について、理事会は、出席理
事の 4 分の 3 以上の多数の賛成による決議をもってゲストとして
承認する。

2. 理事会においてゲストとして承認された入会希望者は、担当委員会指
定のカリキュラムを受講しなければならない。
3. 担当委員会指定のカリキュラムは、入会希望者がゲストとして承認され
た後に受講しなければ完了しない。ただし、ゲストとして承認される以
前に担当委員会指定のカリキュラムに入会希望者が参加する場合は、
理事長の承諾がなければならない。その場合、当該事業参加後、ゲ
ストとして承認された時点で、担当委員会指定のカリキュラムを完了
したとみなすことができる。

4. ゲスト承認後、入会希望者が指定のカリキュラムを受講しないか、あるいは、ゲストとしての適格性を失う事情があった場合には、担当委員会委員長は理事会において、そのゲスト承認の取消しを求めることができる。但しゲストから承認辞退の申出があった場合には、同委員長からの理事会に対する報告により当然にその資格を失う。
5. 当該年度への入会を希望する者は、担当委員会の指定する締切日までに入会申込書を提出しなければならない。締切日を過ぎて入会申込書を提出した者については、翌年度の入会を申し込んだものとみなす。

第 4 条 前条第 1 項規定のカリキュラムの受講を完了した入会希望者について、理事会は、出席理事の 4 分の 3 以上の多数の賛成による決議をもって入会を承認する。

第 5 条 理事会において正会員として入会を承認された者は、入会に際し理事会で承認された日の翌日から起算して 14 日以内に入会金及び会費を納入しなければならない。

2. 納期迄に入会希望者が入会金又は会費を納入しない場合、理事会は入会の承認を撤回することができる。

3. 会員の資格は入会金及び会費全額の納入の日をもって取得する。

第 6 条 推薦者は前年までに入会している正会員 1 名と正会員たる役員
1 名でなければならない。

第 2 章 会費の納入

第 7 条 定款第 10 条第 4 項に定める会費、入会金及び特別会員会費に
ついては、以下のとおりとする。

会費年額 180,000 円

入会金 50,000 円

特別会員会費終身 50,000 円

2. 前項の規定にかかわらず、女性会員が出産をした場合、当該会員の翌
年度の会費年額は、30,000 円とする。

3. 前第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、定款第 10 条第 7 項に定め
る場合においては、総会の決議により、該当年度における減額会費金額、
又は既納会費の返還金額を決定する。但し、減額後の会費年額は
30,000 円を下回ることはできない。

第 8 条 会員の会費は全額一括納入とする。

第 3 章 退会及び除名

第 9 条 退会の審議及び承認は退会届が提出された直後の理事会において行うものとする。

第 10 条 会費納入義務を履行しない会員について総会が除名決議を行うには次の手続きを経なければならない。

会員管理に関する業務を担当する委員会の委員長は定款第 2 章第 10 条第 1 項に規定された納期をすぎても会費納入なき会員氏名を納期直後の理事会に報告し、一週間以内に書留郵便により納入を 1 ヶ月と定めた督促と除名の警告を行い、それでも納入のないときは総会の決議で除名される。

第 11 条 出席義務を履行しない会員について次の手続きを経て、除名の決議をする。出席義務とする行事に連続 3 ヶ月出席しない会員氏名を直後の理事会に報告し、一週間以内に書留郵便により出席義務期間を 1 ヶ月と定めた督促と除名の警告を行い、それでも出席しないときは総会の決議で除名される。

第4章 休会

第12条 下記の場合に該当するとき休会を申し出ることができる。

- (1) 外国に旅行又は駐在し、3ヶ月以上の長期にわたって会員として活動できないと思われるとき。
- (2) 療養生活のため、3ヶ月以上の長期にわたって会員として活動できないと思われるとき。
- (3) 妊娠中または出産後3か月以内で会員として活動ができないと思われるとき。
- (4) その他止むを得ざる事情で3ヶ月以上長期にわたって会員として活動できないと思われるとき。

第13条 休会を希望する会員は所定の休会届に定められた事情を記載して理事長に提出しなければならない。

第14条 休会届は理事会において承認されることを要する。申し出人は、その翌日より承認された期間、休会員となる。

第15条 休会員は正会員としての権利行使を停止する。

第 16 条 休会員がその期限到来により又は期限到来前に正会員に復帰しようとするときは、理事長に文書をもって届け出なければならない。

第 17 条 休会員がその期限の延長を希望する時はその理由書をその年度の理事長に提出し理事会の承認を得なければならない。

第 18 条 休会中の会費は免除しない。

第 5 章 特別会員・名誉会員

第 19 条 期限年齢に達した正会員は所定の会費を納入することにより特別会員になることができる。

第 20 条 特別会員の会費は一括払終身会費とする。

第 21 条 特別会員は理事会を除く一般社団法人横浜青年会議所の会合及び行事に出席し意見を述べることができる。

第 22 条 特別会員が前条の会合及び行事に出席する場合にはその都度
実費を徴収する。

第 23 条 名誉会員の任期は一年とし会費の納入義務はない。

第 24 条 名誉会員は理事会を除く本会議所の会合及び行事に出席し意
見を述べることができる。

第 25 条 特別会員としての資格喪失を希望する特別会員は資格喪失届
に所定の事由を記載し、横浜青年会議所事務局に、電子メー
ル、FAX、郵送による方法又は持参して提出しなければならない。
い。

2. 資格喪失届が事務局に提出された場合、事務局は特別会員に関する
事務処理責任者へ報告するものとする。

[4. 庶務規定]

第 1 章 事務局

第 1 条 本会議所の事務局は横浜市中区山下町 2 番地産業貿易センター内に置く。

第 2 条 事務局は理事会及び各委員会より委託された庶務に関する処理を行う。

第 3 条 事務局には事務局長 1 人を置く。

- (1) 事務局長は専務理事がこれを兼務する。
- (2) 専務理事に事故あるときは、事務局長は理事会の承認を得て理事長が任命する。
- (3) 事務局長は事務局を統括する。

第 4 条 事務局長は、事務局業務遂行に必要な範囲で、事務局員を若干名置くことができる。

第 2 章 会計

第 5 条 本会議所の会計及び資産管理は理事会において選任された専務

理事がこれに当たる。専務理事の任期は 1 年とし留任することを得ない。

第 6 条 金銭の出納及び会計帳簿作成は専務理事及び事務局員が行うものとする。

第 7 条 本会議所は次の会計帳簿を備えるものとする。

- (1) 総勘定元帳
- (2) 金銭出納帳
- (3) 会費徴収等
- (4) 資産台帳

但し必要に応じその他の帳簿を備えることができる。

第 8 条 専務理事又は事務局員が会費その他会議所に帰すべき金銭を受領した場合は速やかに取引銀行の預金口座に預け入れるものとする。金銭の受領に際しては所定の領収書を発行する。

第 9 条 支払いは原則として振込による。但し小額の支払いのために金 5

万円の範囲内で小払用現金を事務局におき、その管理を委ねることができる。

第 10 条 支払いに際して受領した領収書等は日付順に綴り込み事務局員が保管し支払を立証する証憑類を受けることが不能にある場合には支払伝票に關係委員が要項記入し署名又は捺印せねばならない。

第 11 条 各委員長は予算の範囲内で専務理事に対し事業費の支払いを請求する権限を有する。

第 12 条 本会議所に属する資産の保管管理は原則として総務室室長が行うものとする。

第 13 条 監事は年度末に会計監査を行い監査については監査報告書を作成し総会に於いて報告せねばならない。但し必要に応じて随時監査を行うことができる。監査の結果は理事会に報告する。

第 14 条 本会議所の帳簿および証憑類は5年間保管せねばならない。但し決算報告書は永久保存とする。保存期間を経過した帳簿及び証憑類を廃棄するには理事会の承認を要するものとする。

第 3 章 委員会運営費

第 15 条 本会議所の各委員会の運営に要する費用として委員会運営費を定めることができる。

第 16 条 委員会運営費の金額は原則として委員会事業内容と構成会員数とを基準として

- (1) 委員会開催通知費用
- (2) 委員会資料作成費用
- (3) 委員会会場費用
- (4) 委員会研修費用(委員会活動に必要とされる講師招聘費用 録音録画 写真等の記録関係費用を含む)
- (5) その他委員会運営に必要と専務理事が認める費用に充てるため必要相当と認められる範囲において定める。

第 17 条 委員会運営費は飲食代金、交通費、書籍等資料購入費、委員

会事業費会議登録料に充当することができない。

第 18 条 委員会開催が飲食を伴う場合もしくは通常の会議でない場所で行われた場合、その会議費に委員会運営費を充当することができない。

第 19 条 複数の委員会が合同して委員会を開催する場合には、原則として運営費を按分して負担する。

第 20 条 委員会運営費の支払、清算手続は各委員長の責任において行う。

第 21 条 委員会運営費の管理は各委員長の責任において行い、各委員長は 12 月に開催される常任理事会の 3 日前迄に専務理事あての報告書を作成して、管理中の運営費の余剰金等を明確にする。

第 22 条 委員会運営費に欠損が生じた場合、これを本会議所会計から別に補填することはない。

第4章 慶弔

第23条

会員の慶事に際しては下記の通り祝い金又は相当の祝い品を送る。

- (1) 結婚 10,000 円
- (2) 子女誕生 5,000 円

第24条

会員またはその近親者が死亡したときはつぎの弔慰金を贈る。

- (1) 会員 金 20,000 円及び花環 1 基
- (2) 配偶者 金 10,000 円及び花環 1 基
- (3) 父母及び子 金 5,000 円

第25条

会員が負傷しまたは疾病にかかり 1 ヶ月以上加療休養を要すると認定されたときは 金 5,000 円の見舞金または相当の見舞品を贈る。

第26条

会員が本会議所の会務に従事中に死亡または負傷もしくは疾病に

かかったときは理事会の承認により第 24 条及び第 25 条の金額を増額することができる。

第 27 条

会員が災害による著しい被害を受けた場合は 金 20,000 円の範囲内で理事会の承認を得て見舞金を贈る。

第 28 条

本会議所の規定の第 23 条より第 27 条迄については正会員に適用する。
正会員以外の会員及び事務局員については理事長が必要と認めたとき理事会の承認を得てこの規定を準用する。

第 29 条

他の青年会議所の会員及び会員以外の個人に関しては理事長が必要と認めたとき理事会の承認を得て決定する。

第 30 条

本規定第 26 条より第 29 条迄については特に緊急を要する場合、理事長、

副理事長、専務理事、専務室室長及び総務室室長の協議により決定する事ができる。但し事後理事会にその事情を報告せねばならない。

第 31 条

本規定によって慶弔金あるいは見舞金を贈られた者はこれに対して返礼しないものとする。

[5. 名称使用等に関する規定]

(目的)

第 1 条

この規定は一般社団法人横浜青年会議所(以下「本会議所」という。)が他の団体等と協力して事業を行うことに伴い、本会議所の名称を使用する場合の適正化を図ることを目的とする。

(名称の表示)

第 2 条

本会議所が他の団体等との関係において表示する本会議所の名称は、

一般社団法人横浜青年会議所

(英文名 Junior Chamber International Yokohama)とする。

(名称の使用)

第3条

本会議所が他の団体との関係において本会議所の名称を使用するときは、本会議所の当該責任者は、形式及び内容等を記載した書面を総務室長へ提出してその許可を理事会において承認を受けなければならない。

(名称の形式)

第4条

1. 本会議所が他の団体との関係において表示する形式は、次の通りとする。

- (1) 共催(主管)
- (2) 後援
- (3) 協賛
- (4) 協力

但し、理事会が必要と認めた場合は次の各項以外の使用を認めること

ができる。

2. 共催とは、他の団体等が主催者となり、かつ本会議所も主催者となることをいう。

3. 主管とは、共催の内、その内部的役割を行う時に付記する事ができる。

4. 後援とは、他の団体等が主催者であり、本会議所がその趣旨に賛同し、場合によっては財政的支出を含む援助又は共同することをいう。

5. 協賛とは、他の団体等が主催者であり、本会議所がその趣旨に賛同し、場合によっては協賛金の支出を伴い援助することをいう。

6. 協力とは、他の団体等が主催者であり、本会議所がその趣旨に賛同し、援助又は応援することをいう。但し、財政的支出を伴わない場合を原則とする。

(本規定の準用)

第5条

1. 本会議所が他の団体等との関係において次のいずれかに該当するときは、本規定を準用する。

(1) 発起人

(2) 加盟

(3) 出向

2. 発起人とは、本会議所が他の団体等の設立又は設置等の趣旨に賛同し、これに参画することをいう。
3. 加盟とは、本会議所が他の団体等の趣旨に賛同し、これに参加または加入することをいう。
4. 出向とは、本会議所が他の団体等の趣旨に賛同し、これに本会の役員等を派遣することをいう。

[6.同好会に関する規定]

第1条

一般社団法人横浜青年会議所(以下「本会議所」という。)会員は会員相互の親睦を目的として、同好会を設置することができる。

第2条

同好会は、本会議所定款第3条並びに第5条を遵守しなければならない。

第3条

同好会を設置しようとする者は、下記の書類を添えて、理事長へ申請をし、理事会の承認を受けなければならない。

1. 申請書
2. 設立趣意書
3. 会則並びに諸規定
4. 役員名簿及び会員名簿
5. 事業計画書及び収支予算書
6. 設立総会議事録

第4条

同好会は、当該年度において正会員10名以上の会員を有しなければならない。

第5条

同好会の事業年度は、本会議所事業年度と同一とする。

第6条

本会議所は、第3条により承認を受けた同好会に補助金を支出すること

ができる。

第7条

事業年度終了後3ヶ月以内に下記の書類を添えて、理事長へ報告しなければならない。

1. 事業報告書及び収支決算書
2. 役員名簿及び会員名簿
3. 事業計画書及び収支予算書

第8条

同好会が他団体又は個人との関係において、共催又は後援等に名称を使用するときは、理事会の承認を受けなければならない。

第9条

理事長は、同好会の運営等について意見を述べることができる。

第10条

理事長は、同好会が次の各号に該当したと認めるときは、理事会の決議を

経て、承認を取り消すことができる。

1. 第7条に定められた報告をしないとき。
2. 第4条に該当しないとき。
3. 本会議所の品位又は名誉を著しく傷つけたとき。
4. 本会議所の秩序を乱したとき。
5. 同好会が解散したとき。

第11条

本規定に定めのない事項については、本会議所定款並びに諸規定を準用する。

[7.事務局備え付けパソコン等の使用に関する規定]

(目的)

第1条

この規定は一般社団法人横浜青年会議所(以下「本会議所」という。)

がその事務局に設置するパーソナルコンピューター及びその周辺機器

(以下「パソコン等」という。)を使用する場合の適正化を図ることを目的とする。

(使用の目的)

第2条

専務理事が特に必要と認めた場合を除き、パソコン等の使用に際しては次の用途の他はこれを使用することはできない。

- (1) 本会議所の活動を行うための使用
- (2) 事務局の業務を行うための使用

(禁止事項)

第3条

何人といえどもパソコン等を次の目的で使用してはならない。

- (1) 本会議所の秩序を乱すこと。
- (2) 本会議所の品位または名誉を傷つけること。
- (3) 本会議所の会員の情報を第三者へ公開、或いは提供し、また会員の中傷、誹謗をすること。

(使用者)

第4条

専務理事が特に必要と認めた場合を除き、使用できるのは次の会員とする。

- (1) 本会議所の役員として登記されている会員
- (2) 前項の会員その他、理事会を構成する会員若しくは同様の特別会員

(機器使用の制限)

第5条

専務理事が特に必要と認めた場合を除き、使用者はパソコン等の使用に際し次のことをしてはならない。

- (1) 他の電子機器を接続すること。
- (2) ソフトウェアをインストールし、或いはアンインストールすること。
- (3) 指定された以外のメディアを使用すること。
- (4) 通信ネットワークを使用し送受信すること。
- (5) パソコン等の配置を変え、或いは配線を変えること。
- (6) その他、前各号に順ずる行為をすること。

(適用の除外)

第6条

前2条の規定は次の者には適用されないものとする。

- (1) 事務局に関する業務を担当する委員会に属する会員で当該
委員会委員長より指名された会員
- (2) 第8条の指名を受けた会員若しくは同条の指名を受けた室
委員会に属する会員でその室 委員会の長より指名された会員
- (3) 事務局員

(データの管理義務)

第7条

パソコン等の使用により得たデータは、使用者の責任において管理しなければならず、専務理事が特に必要と認めた場合を除き、本会議所以外の第三者へ公開し、或いは提供することはできない。

(パソコン等の保守管理)

第8条

パソコン等の保守管理は、専務理事が指名した会員若しくは室、委員会

が行うものとする。また、会員以外の者に点検 修理等を依頼する場合は事前に専務理事の許可を得るものとする。

(損害賠償の請求)

第 9 条

パソコン等の使用に際し本規定に違反し本会議所に損害を与えた会員に対し専務理事は損害の賠償を請求できる。

(罰則)

第 10 条

専務理事は本規定に違反した会員に対し 90 日間を限度にパソコン等の使用を停止することができる。但し、前条の損害賠償の請求を妨げるものではない。

(規定外事項)

第 11 条

本規定に定めない事項については、本会議所定款並びに諸規定を準用する。

[8. 綱紀保持規定]

第 1 章 総則

第 1 条

本規定は、本会議所の会員が、高い倫理観を備え、会員としての矜持と誇りをもって行動すべき指針を示すと共に、懲戒に関する手続が公正に処理される為に必要な事項を定め、本会議所の秩序を維持し、名誉と信用を保持することを目的とする。

第 2 条

本規定の適用に際しては、それが恣意的に用いられ、又は特定の会員の活動を妨げ若しくは萎縮させることの無い様、十分に配慮されなければならない。

第 2 章 会員の義務

第 3 条

会員は、本会議所の活動時であるとないとを問わず、常に地域のリーダー

たらんとする青年経済人として適切な行動を為し、品性の向上、知識、技能の習得、研鑽に務めなければならない。

第4条

会員は、本会議所の活動においては、その上職にある者及び監事、顧問の指示監督に尊重し、誠実にこれを遂行しなければならない。

第5条

会員は、役職に関わらず相互に相手を尊重し、助け合わなければならない。

第6条

会員は、以下の各項に該当する行動をしてはならない。

- (1) 法律又は本会議所の定款若しくは諸規定に違反すること。
- (2) 本会議所の活動において、事業の目的に無い特定の者の利益を図り又は不利益をもたらそうとすること。
- (3) 活動上知り得た秘密を漏らすこと。
- (4) 本会議所及び公益社団法人日本青年会議所並びに国際青年会議所の名称を許可無く使用すること。

- (5) 本会議所内の風紀を乱し、その信用を毀損すること。
- (6) その他本会議所会員として相応しくない行動をすること。

第 3 章 懲戒

第 7 条

懲戒の処分は以下のとおりとする。

- (1) 除名
- (2) 活動停止
- (3) 戒告

第 8 条

活動停止処分における停止期間は無期限又は 3 ヶ月以内とする。

- 2. 特別の理由のあるときは前項の期間を延長することができる。但し、
全体として 1 年を超えることができない。

第 9 条

戒告は理事長が文書を交付して行う。

第 10 条

活動停止処分及び戒告処分は理事会の決議によりその効力を生ずる。

第 11 条

懲戒の処分の審議対象となった会員は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

第 4 章 綱紀審査会

第 12 条

本規定の目的を達成する為、本会議所に綱紀審査会を設ける。

第 13 条

綱紀審査会は以下の正会員を審査委員として構成する。

- (1) 理事長
- (2) 副理事長
- (3) 専務理事
- (4) 監事
- (5) 特別理事

2. 審査委員長は理事長又は理事長が指名した者がこれにあたる。

第 14 条

会員に懲戒すべき事由があるとき、又はその疑いがあるときは、役員は審査委員長に対し、綱紀審査会の招集を請求することができる。

2.前項の請求があったときは、審査委員長は、請求の日から 1 週間以内の日を会日と定め、審査委員及び審査対象となった会員に通知しなければならない。

3. 審査委員長は、審査対象となった会員に対し、綱紀審査会への出頭を求めることができる。

第 15 条

同一の会員について既に綱紀審査会が招集されているとき又は既に綱紀審査会の決議があったときは、同一の事由をもって綱紀審査会を招集することはできない。

第 16 条

綱紀審査会が招集されたとき又は招集の請求があったときは、審査委

員長は審査委員に対し、必要な調査を命じることができる。

2. 会員は前項により調査を命じられた審査委員の調査に誠実に協力しなければならない。

3. 会員は、正当な理由なく、審査委員の調査について回答若しくは文書その他の物の提出を拒むことが出来ない。

4. 審査委員は調査の結果を綱紀審査会に報告しなければならない。

第 17 条

綱紀審査会の決議は、審査委員の 3 分の 2 以上が出席し、その 3 分の 2 以上の賛成をもって行う。但し、監事の出席及び賛成を欠くときは決議をすることが出来ない。

第 18 条

綱紀審査会は非公開とする。

第 19 条

綱紀審査会の決議があった場合は、審査委員長は直ちにその結果を、招集を請求した役員に通知しなければならない。

第 20 条

会員を懲戒すべき旨の決議があった場合は、審査委員長はその結果をすみやかに理事会に上程しなければならない。

第 21 条

会員を懲戒しない旨の決議があった場合でも、綱紀審査会は、その会員に対し、改善を指導し又は訓戒をする事ができる。

(附則)

この規定は平成 29 年 1 月 1 日より効力を生ずる。

[9. 個人情報管理規定]

(目的)

第 1 条

本規定は、一般社団法人横浜青年会議所(以下、「本会議所」という)が保有する個人情報につき、個人情報の保護に関する法律(以下、

「個人情報保護法」という)その他関連法規の趣旨の下、これを適正に取り扱い、個人の権利利益を保護するための基本となる事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条

本規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、個人情報保護法その他関連法規の定義に従い、当該各号に定めるところによる。

1. 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

(2) 個人識別符号が含まれるもの。

2. 「個人識別符号」とは、次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号をいう。

- (1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの。
 - (2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの。
3. 「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報をいう。
4. 「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
- (1) 特定の個人情報について電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの。

- (2) 特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの。
5. 「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
6. 「保有個人データ」とは、本会議所が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データ。
7. 「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
8. 「会員等」とは、本会議所の会員(特別会員を含む)をいい、その名称、役職を問わない。
9. 「従業員」とは、本会議所が雇用する従業員をいう。
10. 「第三者」とは、従業員以外の個人および本会議所が所属する各地区協議会 各ブロック協議会以外の団体。
11. 「国際青年会議所」とは本会議所が所属する国際青年会議所をいう。

(基本理念)

第3条

本会議所は、個人情報、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り

扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いを図るものとする。

(適用範囲)

第4条

本規定は、コンピュータ処理をなされているか否か、及び書面に記録されているか否かを問わず、本会において処理されるすべての個人情報、個人データ及び保有個人データ

(以下、「個人情報等」という)の取扱いにつき定めるものとし、すべての会員等、従業員に対しこれを適用するものとする。

(利用目的の特定)

第5条

本会議所は、個人情報を取り扱うにあたっては、利用の目的

(以下、「利用目的」という)をできる限り特定する。

2. 本会議所は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行わない。

(利用目的による制限)

第6条

本会議所は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱わない。

2. 本人から直接に個人情報を取得する場合には、本人(本人が未成年者の場合はその保護者。以下「本人等」という。)に対して、個人情報の利用目的及びその利用方法を、書面又はこれに代わる方法によって通知し、本人等の同意を得なければならない。
3. 本人等以外の者から間接的に個人情報を取得する場合には、本人等に対して前項に掲げる事項を、書面又はこれに代わる方法で通知し同意を得なければならない。

(適正な取得)

第7条

本会議所は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得しない。

また、要配慮個人情報に関しては、個人情報保護法に定める場合を除き、事前の同意なしに取得しない。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第8条

本会議所は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合及び取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表する。

2. 本会議所は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項において同じ)に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示する。
3. 本会議所は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表する。

(第三者提供の制限、確認 記録義務の履行)

第9条

本会議所は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得な

いで、個人データを第三者に提供しない。

- (1) 個人情報保護法 23 条 1 項 1 号ないし 4 号に定める例外に該当する場合。
- (2) 個人情報保護法 23 条 2 項ないし同 5 項 1 号ないし 3 号 (外部委託、事業承継若しくは共同利用) の場合。

2. 本会議所は、個人データについて、その提供を第三者に対して行い、または第三者より提供を受けた場合、個人情報保護法 25 条及び同 26 条その他関係法令の規定に基づき、適切に確認 記録義務を履行する。

(共同利用目的)

第 10 条

本会議所は、次に掲げる個人情報を、次に掲げる者との間で共同して利用するものとする。

1. 共同して利用される個人データの項目

- (1) 本会議所の正会員および公益社団法人日本青年会議所、国際青年会議所の役員にかかる次の情報。氏名、生年月日、住所。

2. 共同して利用する者の範囲

- (1) 公益社団法人日本青年会議所、国際青年会議所。

3. 利用する者の利用目的

- (1) 名簿の作成。
- (2) 機関誌の発送。
- (3) 公益社団法人日本青年会議所主催事業参加登録資格の確認。
- (4) 公益社団法人日本青年会議所が運営するホームページ利用時の初期登録における本人確認。
- (5) アンケート募集および結果報告。

(共同利用の管理)

第 11 条

前条に定める共同利用にかかる個人情報の管理について責任を有する者は、公益社団法人日本青年会議所とする。

(データ内容の正確性、最新性の確保、消去義務)

第 12 条

本会議所は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つように努める。また、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努める。なお、管理につい

では、個人情報事務局内指定の箇所に年毎に保管をする。また、使用しなくなった個人情報については、使用しなくなってから最低5年間保管をする。

(安全管理措置)

第13条

本会議所は、取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じる。

(データ管理に関する規定の整備)

第14条

本会議所は、個人情報の登録 保管 廃棄に関し、前二条の趣旨に照らし必要な事項について規則を別途定め、これに基づき必要な措置を行うものとする。

(会員等に対する指導 監督)

第15条

本会議所は、個人情報等の利用及び登録 保管 廃棄の各規定にかかる

各事項を具体的に実践するために必要な事項について規程を別途定め、すべての会員等、従業員にこれを遵守させるものとする。

1.本会議所は、すべての会員等、従業員に個人情報等を取り扱わせるにあたり、これが適切に行われるよう監督を行う。

(委託先の監督)

第 16 条

本会議所は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、当該第三者における個人情報保護へ向けた対応の状況等に照らし、委託を行うことの適切性を検討するとともに、当該第三者との間で秘密保持を含め適切な監督を行うために必要な事項を定めた業務委託契約を締結したうえで提供を行うものとし、かつ、委託先に対しては適切な監督を行うものとする。

(本人からの請求に対する対応)

第 17 条

本会議所は、保有個人データにつき個人情報保護法 28 条ないし 30 条の規定に基づき、請求が行われた場合は、これが個人情報に関する本人の

権利に基づくものであることを十分に理解した上で、合理的な期間、適切な範囲でこれに応ずるものとする。

(適切な履行)

第 18 条

本会議所は、前条の規定にかかる義務を適切に履行するため必要な事項について規則を別途定め、これに基づき必要な措置を行うものとする。

(本会による苦情の処理)

第 19 条

本会議所は、個人情報取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努める。

2. 本会議所は、前項の目的を達成するために、苦情処理窓口を設け、その他必要な体制の整備に努める。

(個人情報保護管理者等)

第 20 条

本会議所に個人情報保護管理責任者及び個人情報保護管理者を置く。

2. 本会議所の個人情報保護管理責任者は専務理事とし、個人情報保護管理責任者が個人情報保護管理者を選任する。
3. 個人情報保護管理責任者は、個人情報の保護に関する包括的な対応施策を立案し、必要な組織体制を整えるとともに、実施事項を個人情報管理者に指示し、もって本会において個人情報保護に向けた態勢の整備を行う。
4. 個人情報保護管理者は、個人情報保護管理責任者の指揮の下、個人情報保護の保護に関し、内部規程の整備、安全対策及び教育 訓練を推進し、かつ、周知徹底することを任務とする。
5. 個人情報保護管理者は、個人情報保護管理責任者の指揮の下、この規定に定められた事項を遵守するとともに、適切な個人情報の収集、利用、提供又は委託処理を行うため、すべての会員等、従業員にこれを理解させる。